

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

学生各位

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度（国の給付事業）が創設されました。

については、以下のとおり申請受付を行いますので、「申請の手引き（学生・生徒用）」を熟読の上、申請願います。

提出書類により大学が審査し、支給要件に該当していれば、日本学生支援機構に推薦します。

ただし、大学の推薦枠（人数）に上限があるため、全員が支給されるとは限りませんので、予めご了承ください。

なお、支給後に申請書類に虚偽があった場合は、全額返金しなければなりませんので、注意してください。

1. 申請対象者：本学に在籍している学生（大学院生・学部生・留学生を含む）のうち、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、大学での修学の継続が困難になっている者
※支給対象者の要件については「申請の手引き」5ページを確認してください。

2. 支給金額

- (1) 住民税非課税世帯の学生等 20万円
- (2) 上記以外の学生等 10万円

3. 申請受付期間：令和2年5月27日（水）～6月8日（月）消印有効

4. 申請書

①学生支援緊急給付金申請書【様式1】

必要に応じて、支給要件を満たすことを証明する書類

※申請の手引き7ページ参照

※2. 支給金額（1）の対象は、日本学生支援機構の新制度I区分受給者以外の学生については、両親の住民税非課税証明書の提出が必要です。

②学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】

5. 申請方法（5月29日更新）

~~1) LINEでの申請方法~~

※LINEでの申請を受け付ける準備をしていましたが、想定し得ないオンライントラブル等も考えられるため、申請方法を「郵送のみ」に変更いたします。また、変更に伴い、提出期限を6月8日（月）消印有効まで延長します。

2) レターパックで送る場合（レターパックライトでも可）

送り先住所：〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

宛名：学生支援課生活支援係 行

（「品名」の欄内にカッコ書きで「学びの継続」書類在中」と記入）

6. 日本学生支援機構奨学金申請について

日本学生支援機構奨学金の利用（新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生の奨学金申請）をこれから希望する方は、以下参照してください。

奨学金制度：「1-3-2. 緊急採用・応急採用について」

<http://www.chiba-u.jp/campus-life/payment/scholarship.html>

7. お問い合わせ先

千葉大学学務部学生支援課生活支援係

電話：在宅勤務体制のため、下記メールアドレスまでお送りください。

メール：gakushi-shougaku(アットマーク)chiba-u.jp

件名：【学籍番号】「学びの継続」について

【学籍番号】日本学生支援機構奨学金申請について

以上

2020年5月29日

学務部学生支援課 生活支援係